

厚岸町規則第15号

町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月18日

厚岸町長 若狭 靖

町立厚岸病院実費徴収規則の一部を改正する規則

町立厚岸病院実費徴収規則（平成12年厚岸町規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康保険法」の次に「(大正11年法律第70号)」を加え、「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）」に改める。

第2条の表を次のように改める。

実費徴収の種類	金 額
(1) エンボスカード再交付料	1枚につき 540円
(2) 食品交換表	1冊につき 972円
(3) 人間ドック料	日帰り 38,880円、1泊2日 48,600円
(4) 死後処置料	1体につき 7,870円
(5) 松葉づえ及びつえ貸与料	1日につき 54円
(6) 病衣貸与料	1日につき 54円
(7) 検診料	健康保険法の規定により算定した点数に10円を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税を加えた金額
(8) テレビ視聴料	1日につき 200円

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。